

日本基準トピックス

「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い(案)」等の公表(ASBJ)

2023年06月12日 第466号

■ 主旨

- 2023年5月31日、企業会計基準委員会(以下、「ASBJ」)は、実務対応報告公開草案第66号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い(案)」(以下、「本公開草案」)等を公表しました。
- 本公開草案は、「資金決済に関する法律」が規定する電子決済手段のうち特定の電子決済手段の会計処理および開示に関する当面の取扱いとして、必要最小限の項目について、実務上の取扱いを明らかにすることを目的としています。
- 本公開草案についてのコメントの提出期限は、2023年8月4日です。
- 原文については、[ASBJ](#)のウェブサイトをご覧ください。

経緯

2022年6月に成立した「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」により「資金決済に関する法律」(以下、「改正資金決済法」)が改正されました。

改正資金決済法は、いわゆるステーブルコインのうち、法定通貨の価値と連動した価格で発行され券面額と同額で払戻しを約するものおよびこれに準ずる性質を有するものを新たに「電子決済手段」と定義し、また、これを取り扱う電子決済手段等取引業者について登録制を導入するなど、必要な規定の整備を行っています。

当該規定の整備を背景に、ASBJは、検討を重ね、このたび本公開草案等を公表しました。

概要

本公開草案における主な提案および関連して修正された連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の概要は、以下のとおりです。

I. 本公開草案の概要

1. 範囲

- 本公開草案は、改正資金決済法第2条第5項に規定される電子決済手段のうち、第1号電子決済手段、第2号電子決済手段および第3号電子決済手段を対象とする。
- ただし、第1号電子決済手段、第2号電子決済手段または第3号電子決済手段のうち外国電子決済手段¹については、電子決済手段の利用者が電子決済手段等取引業者に預託しているものに限る。
- 上記にかかわらず、第3号電子決済手段の発行者側に係る会計処理および開示に関しては、実務対応報告第23号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」(以下、「実務対応報告第23号」)を適用する。

¹ 「外国電子決済手段」とは、外国において発行される資金決済法、資金決済法第2条第31項に規定される銀行法等、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律または信託業法に相当する外国の法令に基づく電子決済手段をいう(電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第30条第1項第5号)。

2. 会計処理

本公開草案は、本実務対応報告の対象となる電子決済手段(以下、「対象電子決済手段」)について、主に以下の特徴を有するとしています。

- 送金・決済手段として使用される(第2号電子決済手段を除く。)
- 電子決済手段の利用者の請求により、電子決済手段の券面額に基づく価額と同額の金銭による払戻しを受けることができるものであり、価値の安定した電子的な決済手段である。
- 流通性がある。

このような特徴を踏まえ、本公開草案では、対象電子決済手段は、会計上、現金または預金そのものではないが現金に類似する性格と要求預金に類似する性格を有する資産であるとして、以下の会計処理および開示を定めています。

(1) 電子決済手段の保有に係る会計処理

取得時	<ul style="list-style-type: none">• 対象電子決済手段の受渡日に当該電子決済手段の券面額に基づく価格をもって資産として計上する。• 当該電子決済手段の取得価額と当該券面額に基づく価格との間に差額がある場合、当該差額を損益として処理する。
移転時または払戻時	<ul style="list-style-type: none">• 対象電子決済手段を第三者に移転するとき、または発行者から金銭による払戻しを受けるときは、その受渡日に当該電子決済手段を取り崩す。• 対象電子決済手段を第三者へ移転するときに金銭を受け取り、当該電子決済手段の帳簿価額と受け取った金銭の額に差額がある場合、当該差額を損益として処理する。
期末時	対象電子決済手段の券面額に基づく価格をもって貸借対照表価額とする。

(2) 電子決済手段の発行に係る会計処理

発行時	<ul style="list-style-type: none">• 対象電子決済手段の受渡日に当該電子決済手段に係る払戻義務を債務額をもって負債に計上する。• 当該電子決済手段の発行価額の総額と当該債務額との間に差額がある場合、当該差額を損益として処理する。
払戻時	対象電子決済手段の受渡日に払戻しに対応する債務額を取り崩す。
期末時	対象電子決済手段に係る払戻義務は、債務額をもって貸借対照表価額とする。

(3) 外貨建電子決済手段²に係る会計処理

外貨建電子決済手段(資産)	期末において、本実務対応報告の対象となる外貨建電子決済手段(以下、「対象外貨建電子決済手段」)の円換算は、外貨建取引等会計処理基準 — 2(1) ①の定めに基づき、決算時の為替相場による円換算額を付する。
払戻義務(負債)	期末において、対象外貨建電子決済手段に係る払戻義務の円換算は、外貨建取引等会計処理基準 — 2(1) ②の定めに基づき、決算時の為替相場による円換算額を付する。

(4) 預託電子決済手段に係る取扱い

- 電子決済手段等取引業者等* は、預託電子決済手段** を資産として計上しない。
- 当該電子決済手段の利用者に対する返還義務を負債として計上しない。

* 電子決済手段等取引業者または電子決済手段の発行者をいう。

** 電子決済手段の利用者との合意に基づいて当該利用者から預かった対象電子決済手段をいう。

² 「外貨建電子決済手段」とは、外国通貨で表示される電子決済手段をいう。

3. 注記

対象電子決済手段および対象電子決済手段に係る払戻義務に関する注記については、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」第40-2項に定める事項を注記することとされています。

4. 適用時期

本公開草案は、公表日以後適用することとされています。特段の経過措置は定められていないため、新たな会計方針を遡及適用することになります。

II. 連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の修正の概要

ASBJは、本公開草案の公開にあわせて企業会計基準公開草案第79号「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正(そのX)(案)」(以下「連結CF基準改正案」)を公表しています。連結CF基準改正案においてはキャッシュ・フロー計算書における現金の定義に、本公開草案の範囲となる電子決済手段である「特定の電子決済手段」を追加することが提案されています。

(参考)

本公開草案等は、日本公認会計士協会(JICPA)の実務指針にも影響するため、同協会より、「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」の改正案が公表されております。当該改正案においては、上記V. で取り上げた連結CF基準改正案と同様の修正が提案されています。

PwCあらた有限責任監査法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目1番1号 大手町パークビルディング

お問い合わせ: <https://forms.jp.pwc.com/public/application/add/154>

本資料は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本資料の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本資料に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本資料に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことよって発生した結果について、PwCあらた有限責任監査法人、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2023 PricewaterhouseCoopers Aarata LLC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network member firms in Japan and/or their specified subsidiaries, and may sometimes refer to the PwC Network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors